December
2021

第 12 号

特定非営利活動法人
ピースデポ
http://www.peacedepot.org/
Email office@peacedepot.org

ピースデポ 脱軍備・平和レポート

特集

第 10 回 NPT 再検討会議を前にした核軍縮の国際的議論

2021 年は核兵器禁止条約 (TPNW) が発効し、核軍縮にとって画期的な年であった。「核兵器のない世界」へ向け状況を良い方向に進めるために、来年 1 月の第 10 回核不拡散条約 (NPT) 再検討会議は極めて重要な機会である。そこで、10 月から行われている国連総会第 1 委員会で展開された核軍縮に向けた国際的論議を報告する。

- § 核軍拡の批判に居直る P5(米露英仏中)
- § 核兵器の近代化を批判しない日本決議
- § NPT 第 6 条の履行を求める NAC 決議
- § 来るべき第 10 回 NPT 再検討会議と 第 1 回 TPNW 締約国会議に向けて

＜資料 1 ＞第 76 回国連総会第 1 委員会 日本決議
＜資料 2 ＞第 76 回国連総会第 1 委員会 新アジェンダ連合決議

[報告] 脱軍備・平和基礎講座第 4 回「協調的安全保障体制―朝鮮半島非核化から北東アジア非核兵器地帯へ」 山口大輔

[寄稿]『シリウスのように』橋爪文さんのこと
木原省治 (原発はごめんだヒロシマ市民の会)

トピックス

文在寅大統領、国連総会で朝鮮戦争終戦宣言を提案、日本は消極姿勢／バイデン政権、米保有核弾頭数は 3750 発と 4 年ぶりに発表／北朝鮮が 2 年ぶりに新型 SLBM を発射／米英豪が新枠組み AUKUS 創設

連載　全体を生きる（35）

韓国民主化闘争と出会う （3） 梅林宏道

平和を考えるための映画ガイド

アメリカを操った男の孤独――『市民ケーン』

日誌 2021 年 9 月 16 日～ 2021 年 11 月 15 日

[特集]

第 10 回 NPT 再検討会議を前にした核軍縮の国際的議論

2021 年は核軍縮にとって画期的な年であった。1 月に核兵器禁止条約 (以下、TPNW) が発効し、NPT と並行して 2 つのトラックで核軍縮の取り組みが進んでいくことになった。今年 1 月に発足した米国のバイデン政権は、相手国より先に核兵器を使用しない、核の先行不使用 (NFU) を核兵器政策に取り入れようとしており、議論の成り行きが注目される。こうした中で、来年 1 月、2 年弱遅れで NPT の運用状況や核軍縮への道筋を議論するための第 10 回 NPT 再検討会議がニューヨーク国連本部で開催される。さらに、3 月には核兵器の開発から使用までを全面的に禁じる TPNW の第 1 回締約国会議がウィーンで開催される。これら 2 つの核軍縮において重要な国際会議が間近に迫っている中で、日本の役割を含め、核軍縮をどのように進展させていくのかが問われている。

そこで本号では、ニューヨーク国連本部で 10 月 4 日から開催中の第 76 回国連総会第 1 委員会において、核兵器国、核の傘国、非核兵器国が核軍縮について何を主張しているのかをフォローするために、NPT 上の核兵器国である P5(米国、ロシア、英国、フランス、中国) の声明と核軍縮に関する包括的な決議である日本決議及び新アジェンダ連合決議 (以下、NAC 決議) を考察する。

核軍拡の批判に居直る P5(米露英仏中)

10 月 7 日、国連総会第 1 委員会で核兵器国を代表してフランスが、核兵器国の立場を表明する声明を発表した（**注 1**）。それは NPT の重要性の再確認に留まるものであった。TPNW への言及はなかった (翌日の TPNW 決議の投票の際に、P5 は、国際環境を無視しており、NPT を弱めるという理由でこぞって反対した)。声明は、国際的な緊張を緩和し、国家間の安定、安全保障、そして信用を作り出すことにより、NPT が核軍縮と核不拡散に重要な貢献を果たしてきたことを述べた。そして、NPT はこれからも核軍縮の更なる進展のために不可欠な状態を作り続けるという。声明は、P5 が共有する以下のような 6 つの目標を掲げている。

1. P5 間の予測可能性、信頼、相互理解を強化する手段として、また、具体的なリスク低減策として、ドクトリンと核政策に関する対話をとりわけ重視する。
2. NPT 再検討会議にとって価値の高いテーマである戦略的リスク削減についての現在進行中の作業を評価するとともに、長期的にこの問題に取り組む用意があることを再確認する。
3. 兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) については、軍縮会議 (CD) において、核兵器及びその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な差別のない条約の交渉を、コンセンサスに基づいて、関係国の参加を得て行うことを支持する立場に変わりはない。
4. 核用語集の第２版はほぼ完成している。この用語集は、各核兵器国の核政策に関する相互理解を深めるために重要な、透明性と信頼性を高める手段である。
5. P5 は、東南アジア非核兵器地帯の目的を支持する。
6. 核の平和利用については、P5 は NPT の第 3 の柱を強化する必要があることを想起し、核技術へのアクセスを拡大し、エネルギー転換における核の役割を支持することに引き続き取り組んでいく。

確かに、P5 が言うように、NPT は核兵器の拡散を防止し、国際社会を安定させる役割を一定、果たしてきた。しかし、核不拡散を唯一の目的としている条約ではない。そして、核兵器国に核を独占し、永久に持たせることを保証しているわけでもない。NPT 第 6 条は核兵器国を含む全ての国が核廃絶に向けた交渉を誠実に行う義務を負うことを明記している。つまり、NPT のもう一つの目的は核兵器国が核軍縮の義務を果たすことである。しかし、P5 の声明からは、その義務を負っているという自覚が見えてこない。それどころか全ての核兵器国は核兵器の近代化を進めており、それは核軍縮とは正反対の行動である。核ドクトリンにおいて核兵器の役割と重要性を引き下げる主張もない。さらに、核兵器の非人道性への言及が一切ない。これでは、非人道性を重視する TPNW を推進する国々との NPT 再検討会議での対話は実りのあるものにはならない。まずは、P5 として核兵器の非人道性を真摯に認めるべきである。

最後の文節で、声明は、「P5 は国際平和と安全保障を維持する特別な責任がある。緊張した国際安全保障を考慮すれば、P5 間、核兵器国と非核兵器国間の対話の追求と強化が戦略的安定性の鍵となる」と述べている。そうだとすれば、核兵器国が優先的に果たすべき責任は、NPT 第 6 条や NPT 再検討会議の最終合意に基づいて、核軍縮を前進させることであろう。

核兵器国の核の近代化を批判しない日本決議

日本は 1994 年から 28 回連続で核軍縮のための、いわゆる日本決議を国連総会第 1 委員会に提出している。日本が 10 月 14 日に提出した「核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と未来志向の対話」(以下、日本決議。7 ページ資料 1 に抄訳) は、10 月 27 日に第 1 委員会において賛成 152、反対 4、棄権 30 で採択された（**注 2**）。反対国はロシア、中国、北朝鮮、シリアであった。NAC 諸国は棄権し、2017 年以降 NAC 諸国からの賛成票はない。昨年から賛成が 13 か国増え、棄権が 3 か国減った。タイトルは 2019 年から変更がなかった。主文は去年の 6 節から 1 節増え、7 節になった。以下では、今年の日本決議がどのようなものだったのかを説明する。

今年を含め 2017 年以降の日本決議にはいくつか特徴がある。まず、TPNW を無視することである。TPNW が核の保有や使用を全面禁止するため、核抑止政策の保持を進める日本政府の政策とは相いれず、「核の傘」を提供する米国への配慮もあり、2017 年以降の日本決議は一度も TPNW に言及したことはない。TPNW を表立って否定することはないが、無視する方針を取ることで、TPNW に関しては、核兵器依存国の立場を鮮明にしていると言える。このような対応を続けることは、日本決議が核兵器をめぐる立場の違いを超えて賛同を得ることができなくなることを意味する。その不満からか、オーストリア、ブラジル、アイルランド、インドネシア、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカといった主要な TPNW 推進国は、今年の日本決議を棄権した。ちなみに 10 月 8 日提出の TPNW 決議に対し、日本は、核抑止政策を採る立場から 反対したが、日本が核兵器のない世界を目指す以上、TPNW との肯定的な関係を築くことが求められていることを考えれば、せめて棄権にすべきであろう。

次に、核兵器の近代化や増強に関して、NPT 合意に反するとして懸念を表明する記述が全くない。核兵器国は、核軍縮の分野で目立った進展がないどころか、過去の NPT 合意に違反する行為を取り続けている。中国は核弾頭数を前年比で 30 発増やして 350 発とし、核軍縮に逆行している。イギリスも 2021 年 3 月に「競争時代におけるグローバルな英国―安全保障・防衛・開発及び外交政策の統合見直し」を発表し、その中で核弾頭数の上限を現在の 180 発から 260 発に引き上げる方針を発表した。この 2 か国の動きは世界的な核軍縮の流れに逆行するだけでなく、より具体的には、2010 年 NPT 再検討会議の最終文書の「不可逆性の原則に従い、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束が再確認されたことに留意する」に明確に反する。米国とロシアも核弾頭数を減らしているものの、作戦配備数は若干増えており、核兵器の近代化を進め、事実上、核戦力を増強している（**注 3**）。米国とロシアが新戦略兵器削減条約 (START) の延長に 2 月に合意したことを日本決議は歓迎したが、同じく重要なこととして、核兵器国が核兵器の拡散と使用のリスクを増やしていることに懸念を表明するべきではなかったか。

そして、北朝鮮の核問題については、非核化のみならず、大量破壊兵器や弾道ミサイルの完全な廃棄を去年より強い調子で求めており、シンガポール合意に基づく米朝協議を後押しする姿勢は全く見られない。日本は、南北間、米朝間の合意を過小評価するべきではなく、関係国が朝鮮半島の和平プロセスを進展させる努力の再確認を決議に盛り込むべきであった。

中東非核兵器・大量破壊兵器地帯の設置の支持について日本決議は、2018 年までは触れていたが、名称を変えた 2019 年、2020 年と消えていた。今年はまた 2018 年以前と同様、盛り込んでおり、この ことについては、その実現が 1995 年の中東決議以来、先延ばしされてきたことであり、実現すれば地域と国際の平和と安全に大いに貢献するので一定の意味はある。しかし、支持するのであれば、条約交渉過程の始まりを意味した、2019 年 11 月に国連本部で開かれた初の条約交渉会議の開催を評価すべきであろう。

さらに重要なことは、NPT 再検討会議で積み重ねられた合意の履行に対する姿勢が、2017 年から大きく後退した。その後、多くの批判を受けたことで若干の修正をしつつ、2019 年には名称を変え、内容も大幅に変化させてきた経緯がある。以下に、その変遷をいくつかの例で見てみる。

今年の日本決議は、前文 4 節で 1995 年、2000 年、そして 2010 年の NPT 再検討会議の「各最終文書に盛り込まれた誓約履行の重要性を再確認」してはいる。この点について 2016 年の決議では、前文ではなく主文 3 節において「1995 年再検討・延長会議及び 2000 年、2010 年再検討会議の最終文書で合意された諸措置を履行することを求める」としていた。

2000 年の NPT 再検討会議では、NAC 諸国の努力により、核兵器国も巻き込んで「核兵器の完全廃棄への核兵器保有国の明確な約束」という文言が最終文書に盛り込まれた。従来、日本は、この点を重視し、例えば 2016 年決議では、主文第 2 節で「全ての NPT 締約国が第 6 条の下で誓約している核軍縮につながるよう、保有核兵器の全面的廃絶を達成するとした、核兵器国による明確な約束を再確認する」と明記していた。ところが、2017 年決議から、NPT 合意の文言をそのまま引用することを辞めてしまった。その点では今年の日本決議も同じである。ただし、先にみたように前文 4 節で「2000 年合意履行の重要性を再確認」しており、まったく無視しているわけでもない。また主文 1 節では「NPT の全締約国が ... 同条約の第 6 条を含むあらゆる側面における完全かつ着実な履行に尽力していることを再確認す

る」と第 6 条履行の重要性に触れている。

2000 年の NPT 最終文書には、加盟国は「安全保障政策における核兵器の役割を低減する」との合意が含まれているが、今年を含めて決議のタイトルを変更した 2019 年以降、日本決議に、この文言は存在しなくなっている 。2016 年決議では、主文 13 節で「加盟国が、核兵器の役割や重要性の一層の低減のために、軍事・安全保障上の概念、ドクトリン、政策を継続的に見直していくことを求める」としていた。そして 2017 年、2018 年決議では文脈を捻じ曲げつつも該当箇所を残していたが、2019 年から削除されるという経過をたどっている。

さらに、2010 年の NPT 再検討会議合意では「核兵器のいかなる使用による壊滅的で非人道的な結末に対する深い懸念」を表明したが、日本はこの点でも関連する表現が後退している。2016 年の日本決議の前文にあった「いかなる核兵器使用による壊滅的な人道的結末についての深い懸念を表明」という文言から、2017 年からは「いかなる」が削除され、さらに「深い懸念」という、被爆体験に根差した核心的な表現が 2019 年の決議から削除され、その代わりに「認識する」と弱めた表現が用いられるようになった。今年の日本決議も 2017 年来の決議と同じ「核兵器使用による壊滅的な人道上の結末を認識し」という文言であった。「いかなる」を削除することによって「人道上の問題を起こさない核兵器の使用がありうる」という主張が含意される。以上から、日本決議は過去の NPT 再検討会議合意の履行を求める点において大きく後退していることが分かる。

10 月 11 日、小笠原一郎日本軍縮大使は、第 1 委員会での演説で、「私たちは緊張が高まり、厳しく、不安定な国際安全保障環境に現在住んでいる。核兵器のない世界を実現する措置はこのような現実を考慮しなければならない」と発言した。日本決議の前文の「効果的な核軍縮と国際的安全保障の強化は相互に補強しあう方法で追求されるべきことを強調し」という文言は、安全保障のために核兵器の役割の低減に消極的である日本政府の立場を示している。そうした考え方の下で、日本決議は、現在の安全保障環境では核軍縮を進めることは困難という核兵器国の認識に合わせる形で作成されている。その結果、米国、英国が決議の共同提案国に名を連ね、それにフランスを加えた 3 か国が今年の日本決議に賛成することとなったのである。

NPT 第 6 条の履行を求める NAC 決議

1998 年に「核兵器のない世界へ : 新アジェンダの必要性」という共同声明を発して出発した NAC 諸国 (ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ。当初は、スロベニアとスウエーデンも参加していた）は、同年から国連総会に NAC としての決議を毎年、提出してきている。1998 年から 2003 年までは「核兵器のない世界へ：新アジェンダの必要性」、2004 年以降は「核兵器のない世界へ : 核軍縮に関する誓約の履行を加速する」(8 ページ資料 2 に抄訳) とタイトルをつけている。10 月 11 日、南アフリカが国連総会第 1 委員会で代表して行った演説の中で、NAC は、「核兵器の保有による人類への継続的な脅威に対処し、生存に対する脅威への唯一の防御策は、核兵器を完全に廃絶することであるとの信念に基づいて設立され」、「具体的で透明性があり、相互に強めあい、検証可能で不可逆的な核軍縮措置の履行と、NPT における義務とコミットメントの遂行を提唱してきた」と述べている。今年の NAC 決議は、10 月 27 日に賛成 135、反対 34、棄権 14 で採択された（**注 4**）。昨年から賛成が 7 か国増え、棄権が 1 か国減った。ちなみに日本は棄権している。主文の数は去年と変わらず 27 節である。以下では、今年の NAC 決議はどのようなものだったかを記述する。

NAC 諸国のうち、ブラジルとエジプトを除いた国々は核兵器禁止条約を批准している（ブラジルは署名済み)。そうした背景もあり、NAC 決議は、主文 24 節で「加盟国に対し、核軍縮のためのさらなる法的拘束力のある効果的措置を特定し、具体化し、交渉し、履行する努力を引き続き支持することを要請し」、この点において、TPNW の発効を「歓迎する」とした。NAC 演説では、TPNW を「NPT 第 6 条の実施に寄与する効果的な法的措置」とし、TPNW が NPT の目的に沿うものであるとの NAC の認識を表明している。続いて、TPNW ができたのは核兵器がもたらす壊滅的な人道被害についての理解が世界で広まったからであると主張する。このように、NAC 諸国は法的、人道的なアプローチに基づいて核廃絶を目指している。その明確な姿勢の結果、NAC 決議は全ての核兵器国から反対された。

NAC 諸国は、NPT 第 6 条を基礎にして核保有 5 か国に軍縮を促していくことの重要性や、NPT 再検討会議でつくられてきた合意の重要性を認識している。NAC 決議は、主文 4 節で「保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国による明確な約束」に言及し、19 節では、核兵器使用のリスクが高まりつつある危機感から、全ての NPT 加盟国が「危機感を持って」第 6 条を履行することを求めている。NAC 諸国は核兵器国に対して過去の NPT 合意を完全に履行することを日本よりもより強く求め、そしてそれを速やかに行うべきという要求を継続して主張している。

核軍縮における不可逆性の基本原則を重視する NAC は、安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を低めることと、持続的な核兵器の近代化が核軍縮に反することを主張する。決議は前文で「国際関係において緊張が高まっており、いくつかの国の安全保障ドクトリンでは核

兵器により高い重要性が与えられ、大規模な核兵器近代化計画が進行中であり、これら全てが核軍縮と不拡散体制を侵食していることに深刻な懸念をもって留意し」と核兵器国の NPT 上の義務を無視した言動への警告を述べるとともに、主文 10 節で、核兵器国を名指しして、NPT 第 6 条に違反する行動を以下のように批判している：

「核兵器国が核軍縮の誓約をないがしろにし、核兵器使用のリスクと新たな軍備競争の可能性を高める核兵器国による核兵器計画の近代化に関する最近の政策表明に懸念を持って留意する」

主文 20 節では「核兵器国に対し ... 核軍縮の義務と約束を質的にも量的にも履行するよう促す」とあり、核兵器の質的、量的増大は世界の平和を脅かすという、NAC の認識が反映されている。

NAC 諸国は核兵器のリスクを適格に理解し、主文 7 節で「核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国が、全ての軍事上及び安全保障上の概念、ドクトリン及び政策において、核兵器の役割と重要性を具体的に低下させることを奨励する」としている。さらに主文 8 節では、「核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国を含む地域同盟に加盟している全ての国に、集団的安全保障ドクトリンにおける核兵器の果たす役割を低下させることを奨励する」と核の傘国の責任にも明確に触れている。

現在の環境が核軍縮を難しくしていると主張する日本や核兵器国と違い、NAC 諸国は安全保障環境は核軍縮を遅滞させる理由にはならないと考えている。NAC は演説で、「国際安全保障環境は行動をしないことの言い訳ではなく、むしろ核軍縮の緊急性を強める」と主張した。核兵器の役割の低減を NAC が強く主張するのは、それが安全保障環境の安定化につながると考えているからである。

米ロが新 START の延長に合意したことに関し NAC 決議は、「保有核兵器の一層の削減」と、さらなる核軍縮を米ロに求め、そのために NPT 再検討会議で交わした合意の尊重と「後継条約に関する交渉」の妥結を求めた。

近代化計画に関連して、NAC は核兵器に巨額の資金が使われていることも問題視している（**注 5**）。NAC 決議は以前から核兵器が「持続可能な発展」の妨げになっていると決議で主張している。今年の演説でも、その資金が持続可能な発展 (SDGs) の中で謳われている「より良い未来」のために使うことができたのではないかと核兵器国を批判している。

中東非核兵器・大量破壊兵器地帯について、NAC 決議は前文で中東非核兵器・大量破壊兵器地帯の設立のための 1 回目の会議が成功したことを歓迎し、2 回目の会議が開かれることに期待感を示した。2015 年の NPT 再検討会議でこの問題に関し合意を達成できなかったことに、日本決議にはない「失望」という表現を用い、中東決議の履行の先送りはもはや許されないという強い思いを示している。

今年は包括的核実験禁止条約 (CTBT) の署名開放 25 周年に当たるが、NAC 決議は日本決議と同様、前文において CTBT の署名開始 25 周年についての記述を追加し、核軍縮・不拡散という目標を前進するために CTBT 発効が「極めて重要」であることを「想起」するとしている。

2010 年の再検討会議の最終文書にある「核兵器のいかなる使用も人道上、壊滅的な結末をもたらすことを深く憂慮する」という表現に関しては、国際人道法を重視する NAC 諸国は、その決議で「いかなる核兵器の使用も壊滅的な結末を引き起こすことに対して表明された深刻な懸念 ... を繰り返し強調する」と同じ文言を使用し、どの国のものであれ核兵器が人道的に受け入れられないとの認識を示している。

以上から、NAC 諸国は NPT 再検討会議の合意の蓄積を日本決議と比べより重く位置づけ、核軍縮の基礎にしようとする姿勢を明確にしている。

来るべき第 10 回 NPT 再検討会議と第 1 回 TPNW 締約国会議に向けて

日本決議には、TPNW がなく 、NPT6 条履行の不十分性や核兵器の近代化を懸念する指摘がなかった。それに対し、NAC 決議は、NPT に基づいて核兵器国に核軍縮の義務があることを強調し、その履行を強く促すものであった。両者の主張の違いは核兵器の有用性、危険性、そして非人道性に対する認識の違いに由来する。核兵器に関し明らかに異なる認識があること、そして日本は表向きは核軍縮を主張しているが、実際には核軍縮に消極的な核兵器国側に立っていることを明らかにしている。

新型コロナウイルス感染拡大で繰り返し延期されてきた来年 1 月の NPT 再検討会議は、核兵器廃絶のアプローチをめぐる核保有国と非保有国の見解の相違を埋め、核兵器国の NPT 合意不履行を糾し、過去の NPT 再検討会議で作られた合意を実行に移す具体的な措置につき、新たな合意を達成するための重要な機会になる。2015 年 NPT 再検討会議は最終合意の達成に失敗したが、再検討会議の意義がこれ以上損なわれないよう、意義のある成果を出さなければならない。

こうした状況の中で、世界の NGO は、核兵器のない世界に向け、来年初頭の 2 つの国際会議での前進を目指し、声を上げ続けている。核先行使用に反対する世界的なネット―ワークである NFU グローバルは、10 月に自身のウェ

ブサイトに「NPT を完全に履行せよ：核の脅威から人間の安全保障へ」と題した NPT 締約国への公開書簡（**注 6**）を発表し、P5 を初めとした NPT 加盟国に対し、例えば以下のような市民社会としての包括的な要求を出した（11 ページ資料３）。

1. 2025 年の第 11 回 NPT 再検討会議までに、先行不使用政策の採用と核兵器の製造中止を支持することにより、軍拡競争を永久に終わらせ、安全保障の教義における核兵器の役割を段階的に廃止するプロセスを開始すること。
2. 世界的な核兵器廃絶を達成するという第 6 条の義務を 2045 年までに果たすという時間枠を誓約すること。
3. ジュネーブ軍縮会議または第 11 回 NPT 再検討会議において、保有核兵器の体系的かつ漸進的な削減などを通じて、この誓約を履行するための具体的な計画を採択することに合意すること。
4. 予算と公共投資を核兵器産業から、公衆衛生、気候の安定化、持続可能な開発の支援などにシフトすることに合意すること。

さらに、先行不使用（または唯一の目的）政策とそれに関連する作戦統制を採用することによって、核戦争を決して起こさないことを誓約すること。

一方で、日本政府は安全保障を理由にバイデン政権の NFU を懸念していると言われている。日本被団協や広島・長崎、そして首都圏の市民団体が参加する「核兵器廃絶日本 NGO 連絡会」は 9 月 27 日、外務省の担当者とオンラインで意見交換会を開催した (12 ページ資料 4 に質問書)（**注 7**）。会議で、外務省は、米国が先行不使用政策を検討していることについて、全ての核保有国が先行不使用を宣言しなければ意味がないとの立場を示した。ここには、核大国の米国が先行不使用を宣言することが他の核保有国に同様の宣言を促し、核戦争が起きるリスクを大きく低減するとの認識が欠落しており、極めて残念な反応であった。さらに、3 月にオーストリアで開かれる予定である TPNW の第 1 回締約国会議への日本のオブザーバー参加を連絡会側が求めたのに対し、外務省は慎重な姿勢を崩さず、参加者らを落胆させた。

核兵器国と核の傘国が核軍縮に消極的であるため、核軍縮のための環境は厳しいままである。しかし、TPNW が発効し、米ロ間の新 START は 5 年延長されており、希望は残されている。国連総会第 1 委員会において、TPNW 決議は国連加盟国の過半数の 123 か国の支持を受けて採択された。核兵器禁止に向けて国際世論は動き続けている。

問題は日本がこの流れにどう対応するのかである。TPNW 第 6 条は核実験による環境修復と被害者救援について定めているが、どのようにこの条文を効果的に実施するかを巡って参加国が協議することになる。日本は原爆被害の経験から、被害者の救護策について知識と経験がある。その知見を TPNW 締約国会議で披露することで、TPNW の効果的な運用に貢献できる。加盟するか否かに関係なく、日本が発言権のあるオブザーバーとして参加すれば、会議はより実りあるものになるであろう。岸田文雄首相は広島県出身で、10 月 4 日の所信表明演説で「被爆地・広島出身の首相として、『核兵器のない世界』に向け、全力を尽くす」と語った。しかし、核保有国の関与が必要だとする主張を繰り返すだけで、オブザーバー参加を表明しようともしていない。しかし「唯一の戦争被爆国」である日本が核兵器の非人道性を強調する条約の会議に出席することには象徴的な意味がある。

日本が、核兵器のない世界の実現のために、被爆国にふさわしい責務を果たすためには、何よりも自らの安全保障を核兵器に依存する核抑止政策をやめる方向を模索することである。折しも 2018 年の南北板門店宣言と米朝シンガポール共同声明に始まった朝鮮半島非核化プロセスはその条件を整えてくれている。4 年間の停滞があるとはいえ、これらの首脳合意は、未だ生きている。日本が朝鮮半島でのこの動きを支持し、そのうえですでに非核三原則をもつ日本がこれに加わり、北東アジア地域全体の非核化を提案すれば、「北東アジア非核兵器地帯」条約への道が大きく前進するはずである。第 10 回 NPT 再検討会議を目前にして、日本に求められているのは、そうした核政策を打ち出すことであろう。（ドゥブルー達郎、湯浅一郎）

注

1. P5 声明の URL。https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com21/statements/7Oct_P5_EN.pdf
2. 日本決議の URL。https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com21/resolutions/L59.pdf
3. 長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) 核弾頭追跡チームの推計によると、2021 年 6 月 1 日現在の世界の核弾頭数は 13,130 発であるが、作戦配備弾頭は前年より 78 発増の 3800 発である。
4. NAC 決議の URL。https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com21/resolutions/L44.pdf
5. 核兵器廃絶を目指す国際 NGO の ICAN が 6 月に出した報告によると、9 つの核兵器国は核兵器関連に前年比（2020 年）14 億ドル（約 1500 億円）増の計 720 億ドル（約 7 兆 8800 億円）以上を支出していた。支出総額の半分以上を米国が占めた。
6. NFU グローバルの NPT 締約国への公開書簡の URL。https://nofirstuse.global/fulfil-the-npt-from-nuclear-threats-to-human-security/
7. 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会 HP。https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/

＜資料 1 ＞第 76 回国連総会
第 1 委員会日本決議

核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と未来志向の対話

A/C.1/76/L.59
2021 年 10 月 25 日

共同提案国：日本、ネパール、ニカラグア、英国、米国

総会は、（略）

また、核不拡散条約（以下、NPT）が国際的な核不拡散体制の基礎であり、核軍縮の追求、核不拡散及び核エネルギーの平和利用の不可欠の基礎であり、それぞれが相互に補強しあっていることを再確認し、同条約の普遍性をよりいっそう高める決意を再確認し、（略）

全ての加盟国が同条約の下で核軍縮及び不拡散の義務を順守する必要性を強調し、1995 年の NPT 締約国再検討・延長会議の最終文書、ならびに 2000 年及び 2010 年の各 NPT 締約国再検討会議の各最終文書に盛り込まれた誓約履行の重要性を再確認し、

核兵器のない世界の実現に向けては多様なアプローチが存在すること、及び、この目的の実現のためには全ての加盟国の間の信頼醸成が不可欠であることを念頭に置き、（略）

効果的な核軍縮と国際的安全保障の強化は相互に補強しあう方法で追求されるべきことを強調し、（略）

1995 年の NPT 締約国再検討・延長会議の中東決議の決定と決議ならびに 2000 年及び 2010 年の各 NPT 締約国再検討会議の最終文書の重要性を認識し、地域の加盟国の自由意思による合意に基づき、1995 年の中東決議と整合した、核兵器及び大量破壊兵器とその運搬方式のない中東地帯の設立の支持を再確認し、

ジュネーブ軍縮会議において、核兵器その他の核爆発装置向けの核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を直ちに始め、早期に妥結することの重要性を強調し、文書 CD / 1299 及びその文書で定められている委任に基づくそうした交渉の開始と、全ての NPT の核兵器国が今日まで発効させる意思を表明しているわけではないが、その条約の発効までの間、核分裂物質の製造の自主的な停止を支持し、

包括的核実験禁止条約の署名開放から 25 周年となることを想起し、

誤算または誤解によって核兵器が使用されるリスクを低減させることの重要性を認識し、（略）

米国とロシアの間の新戦略兵器削減条約（新 START）の延長を歓迎し、透明性の実証を歓迎し、核兵器国間の透明性をさらに高めることの具体的な行動の重要性を特に強調し、核軍拡競争を防ぎ、核兵器の最終的な廃絶への道を準備するのに役立つ効果的な措置について、軍備管理対話を誠実に開始するという核兵器国の特別な責任を再確認し、（略）

核兵器使用による壊滅的な人道上の結末を認識し、（略）信頼醸成を通じた具体的な核軍縮措置の実施をさらに促進するためには、国際社会が直ちに共同で行動し未来志向の対話を行う必要があることを再確認し、

1．NPT の全締約国が、国際的緊張の緩和、締約国間及び国際的核不拡散体制の信頼強化などを通じて核兵器廃絶という究極目標に尽力していること、また、核兵器のない世界の実現に向けて、同条約の 6 条を含むあらゆる側面における完全かつ着実な履行に尽力していることを再確認する。

2. NPT の全締約国に対し、第 10 回再検討会議に向けて、さらにその後を見据えて、上記の約束を実践するための具体的方策を定めるよう呼びかける。

3．共同の行動方針として、とりわけ以下を奨励する。

(a)　全ての国、とりわけ核兵器国は、直ちに透明性と相互の信頼を高めるための具体的措置を取ること。これには、NPT の履行状況に関する頻繁かつ詳細な報告の実施やそれらの報告について討議する機会を提供することが含まれる。

(b)　全ての核保有国は、とりわけ誤算または誤解による核爆発のリスクを低減するための方策を講じ、この目的の達成のためにさらなる努力をすること。これには、核ドクトリン及び態勢に関する透明性と対話、軍と軍の対話、ホットラインまたは情報とデータの交換が含まれる。

(c)　全ての国が、文書 CD / 1299 及びその文書で定められている委任に基づき、ジュネーブ軍縮会議において核兵器その他の核爆発装置向けの核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を直ちに開始するため、直ちにあらゆる努力をすること。これには、核兵器その他の核爆発装置に使われる核分裂性物質の生産のモラトリアムを宣言し維持すること、及び、ジュネーブ軍縮会議において実質的議論を深めることが含まれる。

(d)　包括的核実験禁止条約の付属文書 2 に記された、まだ条約に署名 / 批准していない残りの 8 か国を含む全ての国が、他の国々を待つことなしに署名 / 批准し、条約の発効を達成するために努力すること、条約発効までの間においては、条約で要求されている全ての核爆発実験及び他の全ての核爆発の停止を表明、もしくは維持すること及び包括的核実験禁止条約機関準備委員会と発効の準備のための努力への支援を継続すること。

(e)　全ての国が、国連とジュネーブ軍縮会議において、また、核軍縮検証のための国際パートナーシップの枠組みの中で、具体的な取り組みを通じるなどして、核軍縮検証についての実際的な貢献を継続すること。

(f)　全ての国が、軍縮・不拡散教育の取り組みを、とりわけ、若い世代が積極的に関与できる取り組みを促進すること。これには、対話の場、個人指導、インターンシップ、研究奨励制度、奨学金、モデルイベント、青少

年グループ活動が含まれる。さらに、全ての国は核兵器の使用がもたらす現実への意識啓発を行うこと。これは特に、政治指導者や若者をはじめとする人々による訪問及び自らの経験を将来の世代に伝える被爆者（核兵器の使用に苦しんだ人々）を含むコミュニティや人々との交流などを通じてなされる。

4. さらに、核軍縮の進展に向けて未来志向の対話を促進するため、以下を奨励する。

(a)　核兵器国は、NPT の再検討会議や準備委員会、ジュネーブ軍縮会議、国連総会第一委員会といった国際的議論の場において、核政策やドクトリンを明確に打ち出すこと。そして、そうした核政策やドクトリンに基づき、全ての国が双方向的な議論を行うこと。

(b)　全ての国が、軍備管理、軍縮、不拡散に科学技術の発展が及ぼしうる影響について対話を行うこと。

(c)　全ての国が、核軍縮と安全保障の関係について率直な意見交換を行うこと。

5. 包括的保障措置協定及び追加議定書を含む国際原子力機関 (IAEA) の保障措置、包括的保障措置協定、追加議定書及び不拡散の義務の順守、そして 2004 年 4 月 28 日の決議 1540 を含む関連する安保理決議の実施による、国際的な核不拡散体制の強化の約束を再確認し、

6 関連する安保理決議に基づき、DPRK のあらゆる核兵器及び既存の核計画、その他全ての大量破壊兵器と弾道ミサイルを完全かつ検証可能で不可逆的な形での廃棄を達成する約束ならびに全ての加盟国による、関連する安保理決議の完全な実施の義務を再確認し、DPRK に対し、国際原子力機関の保障措置の順守を含め NPT の完全な順守に早期に復帰するよう求める。

7. 第 77 会期の暫定議題として、「全面的かつ完全な軍縮」と題する項目の下に「核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と未来志向の対話」という小項目を含めることを決定する。

出典：国連 HP
https://undocs.org/A/C.1/75/L.71
アクセス日：2020 年 10 月 28 日
（翻訳：本誌編集部）

＜資料 2 ＞第 76 回国連総会第 1 委員会 新アジェンダ連合（NAC）決議

核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する

A/C.1/76/L.44
2021 年 10 月 13 日

共同提案国：オーストリア、ブラジル、コスタリカ、エジプト、アイルランド、キリバス、レソト、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、南アフリカ

総会は、（略）

1998 年 6 月 9 日にダブリンで承認された新アジェンダ連合 (NAC) の発足と軍縮のための新しいアジェンダの概要を述べた共同声明の 23 周年に留意し、（略）

核兵器のいかなる使用によっても生じ得る壊滅的な人道上の結末に対する 2010 年 NPT 再検討会議による深い懸念の表明、及び全ての人にとってのより安全な世界を模索し、核兵器のない世界において平和と安全を実現するという同会議の決意を想起し、（略）

国境をはるかに超えて到達し、また、持続可能な開発目標の達成を危うくするいかなる核兵器爆発からも生じる壊滅的結果について詳述した核兵器の人道的影響に関する会議で提示されたものを含めた説得力のある証拠を強調し、核爆発の発生は事故、システム障害、または人為的ミスによるものも含まれるが、発生後の余波と発生のリスクに対処する国家及び国際機関の能力が不足していることを強調し、（略）

2016 年 12 月 23 日の 71/258 決議に基づき、核兵器の完全廃棄につながるよう核兵器を禁止するための法的拘束力のある条約について交渉するための国連会議において採択された 2021 年 1 月 22 日の核兵器禁止条約の発効を歓迎し、（略）

NPT の無期限延長の基礎となった 1995 年 NPT 再検討・延長会議が採択した諸決定と決議、ならびに 2000 年と 2010 年の NPT 再検討会議の最終文書、とりわけ NPT 第 6 条下での誓約に従い、核廃絶に繋がるよう、保有している核兵器の完全廃棄を実現するという核兵器国による明確な約束を想起し、

透明性、検証可能性、及び不可逆性が核軍縮と核不拡散に適用される基本原則であることを再確認し、また、全ての NPT 参加国が、条約の義務履行と関連したこれらの基本原則を適用すると誓約したことを再確認し、

包括的核実験禁止条約 (CTBT) の署名開放 25 周年ならびに核軍縮・不拡散に関する目標に向けて前進するために包括的核実験禁止条約発効が引き続き極めて重要であることを想起し、

核兵器完全廃棄こそが、核兵器の使用あるいは使用の威嚇に対する唯一の絶対的保証であること、及び核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器国が、明確で法的拘束力のある消極的安全保証を核兵器国から得ることへの正統な関心を想起し、

当該地域の関係国間で自由意思により結ばれた取り決めに基づき、さらなる非核兵器地帯創設のため 2010 年再検討会議で表明された奨励を想起し、現在非核兵器地帯が存在していない地域、特に中東において非核兵器地帯を創設するために協調した国際的な取り組みが続いて行われることへの期待を再確認し、この文脈において、

中東に関する 1995 年決議の完全なる履行のための実践的な措置に関し、2010 年再検討会議で合意の不履行があったことに深い失望をもって留意し、この問題に関し 2015 年 NPT 再検討会議において合意に達しなかったことに失望し、

当該地域の国々の自由意思により結ばれた取り決めに基づき、成功のうちに開催された 2019 年の非核兵器地帯の設立に関する会議の第 1 セッションの結果に奨励され、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の設立に関する条約の具体化を目的とした会議の開催を事務総長に委任する 2018 年 12 月 22 日の 73/546 決定を想起し、

過去 25 年間、作業計画に合意し実施することができなかったジュネーブ軍縮会議において、これまでと同様に多国間での核軍縮に向けた進展が何もないことに深く失望し、1999 年以来、国連軍縮委員会が核軍縮について実質的な成果を何一つ出していないことに失望し、

2015 年 NPT 再検討会議が、NPT を強化し、NPT の完全な履行と普遍化に向けた進展を促し、1995 年、2000 年、2010 年の NPT 再検討会議においてなされた約束と合意された行動の履行状況を監視する機会を逃し、実質的な成果が全くなかったことに深い遺憾の意を表し、この失敗が NPT に与える影響及びその 3 本柱間のバランスに与える影響について深く懸念し、

国際関係において緊張が高まっており、いくつかの国の安全保障ドクトリンでは核兵器により高い重要性が与えられ、大規模な核兵器近代化計画が進行中であり、これら全てが核軍縮と不拡散体制を侵食していることに深刻な懸念をもって留意し、

コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックのために 2020 年 NPT 再検討会議を延期せざるを得なかったことに遺憾の意をもって留意し、2020 年 NPT 再検討会議において実質的な成果をもたらす建設的・包括的な会議を成功させることの重要性を強調し、この点において全ての加盟国が一層努力を行うことを促し、2020 年再検討会議が NPT の強化及び完全な履行と普遍化の達成に向けた前進に寄与し、1995 年、2000 年、2010 年の NPT 再検討会議でなされた約束及び合意された行動の履行状況を監視することを確実にすることが極めて重要であることを強調し、

ロシアと米国が、新 START 条約（新戦略兵器削減条約）の 2026 年 2 月 4 日までの 5 年間の延長に同意したことを歓迎し、保有核兵器の一層の削減を達成するために、2000 年と 2010 年の NPT 再検討会議が、両国に対してその後の措置に関する議論の継続を奨励したことを改めて強調する一方で、この点に関して、両国に対し、できるだけ早く後継条約に関する交渉を妥結するよう要請し、

最近行われた「核戦争に勝者はなく、決して戦われてはならない」という歴史的原則の再確認を歓迎し、

一方的、あるいは二国間及び地域的イニシアチブの有用性、ならびにそうしたイニシアチブでの合意事項が順守されることの重要性を認識する一方で、核軍縮に関する多国間主義の重要性を強調し、

1. NPT の各条項は、いかなる時もいかなる状況においても加盟国を拘束するものであり、全ての加盟国は NPT 下での義務を厳格に順守することに対して全面的な責任を負わなければならないことを繰り返し強調するとともに、全ての加盟国に対し、1995 年、2000 年、2010 年の NPT 再検討会議における全ての決定、決議、約束を完全に順守するよう求める。
2. また、2010 年 NPT 再検討会議において、いかなる核兵器の使用も壊滅的な結末を引き起こすことに対して表明された深刻な懸念と、全ての加盟国がいかなる時も国際人道法を含む適用可能な国際法を順守する必要性を繰り返し強調する。
3. 核兵器の人道的影響に関する会議において示された証拠を認識するとともに、加盟国に対し、関連する決定や行動を実施するうえで、核軍縮に根拠を与える人道上の責務と核軍縮実現の緊急性に対して相応の重要性を与えるよう求める。
4. 全ての NPT 加盟国が NPT 第 6 条の下で約束している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国による明確な約束の具体的な再確認を含め、2000 年 NPT 再検討会議の最終文書において合意された具体的な措置が引き続き有効であると再確認されたことを想起し、核軍縮につながる措置に関して具体的な進展を加速することを核兵器国が約束したことを想起するとともに、核兵器国が自らの約束の履行を加速するために必要なあらゆる手段を講じることを求める。
5. 核兵器国に対し、一方的な、あるいは二国間、地域及び多国間による措置を通じたものを含め、配備、非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を削減し究極的に廃棄するため一層の努力を行うとの誓約を果たすよう求める。
6. 核兵器を保有する全ての国に対し、全ての核兵器の高度警戒態勢の解除を確実にすることを目標に、検証可能かつ透明性の高い方法で、核兵器システムの作戦準備態勢を緩和するよう要請する。
7. 核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国が、全ての軍事上及び安全保障上の概念、ドクトリン及び政策において、核兵器の役割と重要性を具体的に低下させることを奨励する。
8. 核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国を含む地域同盟に加盟している全ての国に、集団的安全保障ドクトリンにおける核兵器の果たす役割を低下させることを奨励する。
9. NPT 加盟国が、核兵器国が核兵器の開発及び質的な改良を制限すること、並びに先進的な新型核兵器の開発を中止することに対する非核兵器国の正統な関心を認めたことを強調するとともに、核兵器国に対して、この点に関して措置を講じるよう求める。

10. 核兵器国が核軍縮の誓約をないがしろにし、核兵器使用のリスクと新たな軍備競争の可能性を高める核兵器国による核兵器計画の近代化に関する最近の政策表明に懸念を持って留意する。
11. これまでの核軍縮に関する義務と約束に従って、各核兵器国により軍事目的上不要であると指定された全ての核分裂性物質の不可逆的な撤去を確実にするためのさらなる措置を全ての核兵器国が講じることを奨励するとともに、IAEA の枠組みのもとで、全ての加盟国が、適切な核軍縮検証能力と法的拘束力のある検証の取り決めを前進させることを支援し、それによりこうした物質が検証可能な形で恒久的に軍事計画の外に置かれることを確実にするよう求める。
12. 全ての NPT 加盟国に対し、条約の無期限延長と密接不可分である 1995 年 NPT 再検討・延長会議で採択された中東に関する決議の完全な履行に向けて取り組むよう求めるとともに、1995 年の中東に関する決議はそれが完全に履行されるまで有効であり、同決議に述べられている中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯設置のためのプロセスを含め、2015 年 NPT 再検討会議において実質的な成果が何もなかったことに対して失望と深い懸念の意を表す。
13. 1995 年の中東に関する決議の共同提案国に対して、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の早期設置を確実なものにすることを目指し、同決議が定めるように同地帯の設置に関する会議の開催を支援することなどを通じて、最大限の努力をするよう要請する。
14. 核軍縮と核不拡散を達成するための NPT の基本的な役割を強調し、日程が変更された NPT 再検討会議に期待する。
15. 全ての加盟国に対して、NPT の普遍化を実現するためのあらゆる努力を惜しまないよう求めるとともに、これに関連して、インド、イスラエルとパキスタンに対し、即時かつ無条件に非核兵器国として NPT に加盟し、自国の全ての核関連施設を IAEA の保証措置の下に置くことを要請する。
16. 平和的で、完全で、検証可能な、不可逆的な手段による朝鮮半島の非核化実現に向けて、朝鮮民主主義人民共和国が約束を果たし、全ての核兵器及び既存の核プログラムを放棄し、早期に NPT に復帰し、国際原子力機関の安全保障措置協定を順守することを要請し、全ての当事国が参加する首脳会議の開催を含めた外交的な努力を歓迎し、目的達成のための継続的な対話を奨励する。
17. 全ての加盟国に対して、多国間の枠組みの中で核軍縮という大義を前進させる努力を妨げている国際的軍縮機関内部の障害を乗り越えるために協働するよう促すとともに、ジュネーブ軍縮会議に対して、とりわけ多国間交渉を通じて、今一度、核軍縮の課題を前進させるための実質的な作業を遅滞なく開始することを促す。
18. 全ての NPT 加盟国に対し、1995 年、2000 年、2010 年の NPT 再検討会議において合意された同条約の義務と約束を遅滞なく完全に履行するよう促す。
19. また、全ての NPT 加盟国に対して、NPT 及びその再検討プロセスの健全さを確保するために、第 6 条の義務の履行を危機感を持って前進させることを要請する。
20. 核兵器国に対し、標準化された詳細な報告様式によるものを含め、加盟国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、核軍縮の義務と約束を質的にも量的にも履行するよう促す。これにより、核兵器国間のみでなく核兵器国と非核兵器国間の信用と信頼を強化し、核軍縮に貢献することとなる。
21. また、核兵器国に対し、2020 年 NPT 再検討会議の一連のサイクルを通して提出される予定の報告書の中に、核軍縮に関する義務と約束の履行に関する具体的で詳細な情報を含めることを要請する。
22. NPT 加盟国に対し、進捗状況に対する客観的な評価を確実かつ容易にするために、一連のベンチマークやタイムライン及びそれに類似した規準といった手段を通じて、核軍縮に関する義務及び約束の履行状況に対する可測性を改善することを奨励する。
23. 加盟国に対し、国連総会決議 1（I）及び NPT 第 6 条の精神と目的をふまえて、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉のための努力を遅滞なく誠実に継続することを促す。
24. 加盟国に対し、核軍縮のためのさらなる法的拘束力のある効果的措置を特定し、具体化し、交渉し、履行する努力を引き続き支持することを要請し、この点において、2021 年 1 月 22 日の核兵器禁止条約の発効を歓迎する。
25. 軍縮教育を含め、あらゆる核兵器爆発がもたらす危険性と壊滅的な影響に対する市民社会の意識を高めるための措置をとることを勧告する。
26. 全ての加盟国に対し、核兵器の維持管理、開発、近代化につぎこまれる膨大な資源について十分検討し、これらの資源が持続可能な開発目標が描くような、より良い未来の追求のためにより良く利用することができるか十分に考慮することを求める。
27. 第 77 回国連総会の暫定議題の項目「全面的かつ完全な軍縮」の下に、「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題する小項目を含めること、並びに、同総会において、現在の決議の履行状況を調査することを決定する。

出典：国連 HP
https://undocs.org/A/C.1/75/L.54
アクセス日：2021 年 10 月 22 日
（翻訳：本誌編集部）

＜資料 3 ＞核不拡散条約（NPT）締約国への公開書簡

NPT を完全に履行せよ：核の脅威から人間の安全保障へ
核不拡散条約（NPT）締約国への公開書簡

先行不使用グローバル
(No First Use Global)

中国、フランス、ロシア、英国、米国、その他の NPT 締約国の代表者の皆様

核兵器は現在及び将来の世代を脅かします。それらが 20 世紀に提供したかもしれない安全保障は、COVID-19 の大流行に対処し、気候を安定させ、平和的な方法で国内及び国際的な紛争を解決し、サイバースペースを保護し、人間の安全保障と持続可能な開発目標を推進するのに奮闘している今日と明日の世界に存在する余地はありません。

今こそ、安全保障の教義における核兵器の役割を段階的に廃止し、核兵器のない世界の平和と安全を達成するための実際的な計画を策定する時です。

2022 年 1 月の第 10 回 NPT 再検討会議において、私たちは以下のことを求めます :

1. 2025 年の第 11 回 NPT 再検討会議までに、先行不使用政策の採用と核兵器の製造中止を支持することにより、軍拡競争を永久に終わらせ、安全保障の教義における核兵器の役割を段階的に廃止するプロセスを開始すること。

2. 世界的な核兵器廃絶を達成するという第 6 条の義務を 2045 年までに果たすという時間枠を誓約すること ;

3. ジュネーブ軍縮会議または第 11 回 NPT 再検討会議において、保有核兵器の体系的かつ漸進的な削減などを通じて、この誓約を履行するための具体的な計画を採択することに合意すること；

4. 予算と公共投資を核兵器産業から、公衆衛生、気候の安定化及び、持続可能な開発の支援などにシフトすることに合意すること。

1970 年に NPT は、25 年間の期限付きで採択されました。その後、より包括的な核軍縮体制に移行することが期待されていました。しかし、これは実現しませんでした。

1995 年に、NPT は、1996 年までに包括的核実験禁止条約（CTBT）を発効すること、核分裂性物質に関する条約の交渉をすること、中東を始めとして非核兵器地帯を追加的に設置するという 3 つの短期的（漸進的）な誓約と、核保有国が核兵器の完全廃絶に向けてそれを削減するというより包括的な誓約に基づいて、延長されました。これらのうち、CTBT だけが交渉されていますが、未だに発効していません。

近い将来に、3 つの段階的な誓約を達成できず、核兵器の世界的な廃絶という、より包括的な誓約を早ければ今後 25 年以内に達成できないという言い訳はできません。

戦略的安定性を維持しながら、核戦争のリスクを低減し、安全保障の教義における核兵器の役割を段階的に縮小していくための重要な方策は、先行不使用（または唯一の目的）政策とそれに関連する作戦統制を採用することによって、核戦争を決して起こさないことを誓約することです。

紛争時に核兵器を先に使用するオプションや、そのような先行使用を可能にするための準備は、緊張とリスクをエスカレートさせ、警報即発射などの対抗措置を誘発し、核近代化プログラムを正当化し、核軍縮交渉を妨げます。先行使用オプションは、非常に燃えやすい状況で文字通り火遊びをしているようなものであり、間違いや誤算によって核戦争が始まりかねません。

一方的な先行不使用宣言、2 国間の先行不使用協定、そして多国間の先行不使用協定は、これらのリスクを軽減す

ることができます。私たちは、中国とインドがすでに一方的な先行不使用政策を採用していることを評価し、中国とロシアが二国間の先行不使用協定を採用していることを評価します。これらに続いて、先行不使用政策を実施するための核戦力の再編と作戦統制を行い、核リスクをさらに低減するための政策に対する信頼性と信用を構築することができます。

そして最も重要なことは、先行不使用や核兵器を唯一の目的とする政策を採用することで、核武装国とその同盟国が核兵器の完全廃絶に向けた交渉に参加する道が開かれる可能性があるということです。核兵器が、核兵器だけでなく、さまざまな脅威に対する抑止力として必要であるならば、核抑止力に依存している国は、他の脅威がまだ存在している間は、核兵器の廃絶に同意しないでしょう。 しかし、ある国の核兵器の目的が他国の核兵器に対する抑止力だけであり、他の全ての核武装国が参加すれば、その国は検証された核軍縮プロセスへの参加に同意する可能性があります。そのため、NPT 締約国は、非締約国（インド、イスラエル、北朝鮮、パキスタン）にも核軍縮プロセスにおいて関与する必要があります。

私たちは、中国、フランス、ロシア、英国、米国、及びその他の NPT 締約国の政府がこの書簡を検討することを求めます。そして、あなたたちがこれらの政策を採用し、核兵器のない世界の平和と安全を共同で確立していくために、あなたたちを支援し、協力していくことを楽しみにしています。

＜資料 4 ＞核兵器廃絶に向けた日本の政策に関する質問書

2021 年 9 月 21 日

軍縮不拡散・科学部長　海部篤様
軍備管理軍縮課長　石井良実様

核兵器廃絶日本 NGO 連絡会

核兵器廃絶に向けた日本の政策に関する質問書

すでに核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、8 月 5 日に広島で与野党の国会議員による討論会「核兵器禁止条約締約国会議と NPT 再検討会議に向けて」を開催しました。そこで次の取り組みとして、8 月の国会議員による討論会における議論の内容も踏まえ、政府の政策担当者との意見交換を要請するものです。具体的には、1) 核兵器禁止条約締約国会議への日本のオブザーバー参加、2) 米国の NPR と日本の政策、3) NPT 再検討会議に関する日本の政策、という 3 点に焦点を絞って議論を深めることができればと考えます。

2010 年の NPT 再検討会議の最終文書では、核兵器の完全廃棄の達成という「核兵器国の明確な約束」が再確認され、核兵器国には「具体的な軍縮努力」の実行が求められ、全ての締約国には「必要な枠組み」を確立する「特別な努力」が強調されました。とりわけ、NPT を「国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石」とし、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶に向けた取り組みの先頭に立つことを期待される日本が、どのような政策でのぞむのかは国民の大きな関心事だと言えます。

禁止から廃絶へ―条約の発効により、核兵器の廃絶を求める国際社会の取り組みは新たな段階に入りました。そうした時代の大きな転機にあたり、以下の質問事項について市民社会との活発な意見交換をお願いするものです。

記

質問事項
一、核兵器禁止条約の締約国会議へのオブザーバー参加に関する検討状況について、
説明をお願いします。
二、米国の元政府高官等からの「日本は核兵器の先行不使用に反対すべきでない」との要請に対し政府としてどう対応するかについて、説明をお願いします。
三、NPT 再検討会議に向けて、核兵器国による第 6 条履行を確保するためにどのような準備をしているかについて、説明をお願いします。
以上

[報告] 脱軍備・平和基礎講座第 4 回「協調的安全保障体制―朝鮮半島非核化から北東アジア非核兵器地帯へ」

山口大輔（元ピースデポ研究員）

今回は RECNA（長崎大学核兵器廃絶研究センター）の中村桂子先生の表題の講義の報告をします。

まず、核兵器禁止条約に参加すべきという日本の世論と日本政府の見解のねじれについて説明されました。その一方で中村先生が接している多くの若者たちが米国の核の傘がないと日本の安全保障に不安を感じ、核兵器はなくしたいが今すぐにはなくせないと考えている。そんな彼らに核兵器に頼っているほうがよほど危険、核兵器に頼らないほうが安全と分かってもらえるよう取り組んでいるということです。

続いて、我々が現在置かれている状況を知るために世界の核弾頭数について説明されました。世界の核弾頭の合計数は減少しているが、米国・ロシアは核兵器の能力を向上させており核軍縮が進んでいるとは単純に言えない。私たちの住む北東アジア地域で言えば、DPRK(北朝鮮) が核兵器開発を進めている。過去から続く不信と軍拡の負のスパイラルが続いている。

核兵器の廃絶という理想と地域の安全保障という実利を同時に実現する手段として非核兵器地帯が提案されている。最初の非核兵器地帯であるラテンアメリカ非核兵器地帯が成立したきっかけはキューバ危機であり、人々の危機感が国家を動かした。2017 年、日本政府が北朝鮮の核兵器の脅威を強調して国民の恐怖心をあおり、国民を同じ方向に向かせようとしていたことを私は苦々しい思いで見ていました。一方で、1980 年代には核戦争への危機感からヨーロッパで反核運動が非常に高まったということも認識しています。不安感を利用することを一概に否定せず、危機感に変えて核廃絶についての問題意識を共有できないかという思いもあります。

最後に北東アジア非核兵器地帯について説明されました。外務省の外交白書では 3+3 構想への言及があります。これ自体は 1 つの前進ですが「非核兵器地帯構想の実現のための現実的な環境はいまだ整っているとは言えない。（中略）まず北朝鮮の核放棄の実現に向け、努力する必要がある」と記載されています。一見すると筋道の通った論のように見えてしまいます。しかし環境を整えるために何をするかということ自体が外交であり、核放棄という結果を得るためにいかに交渉するかが外交です。

先日、衆議院議員選挙が行われました。どうしても生活に密着したテーマが主要な争点に選ばれ、外交・安全保障が主要な争点となったとは言い難かったです。相変わらず平和は既にあるものと考えても問題ない日本人は幸せなのかもしれません。しかし防衛費（＝軍事費）には大きな予算が割かれており、増加し続けていますので関心が高まることを願います。

教育現場でのいじめ、体罰、職場でのセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、家庭での DV といったあらゆる暴力が否定される時代になっています。公定暴力である軍事力だけが否定されないのはおかしいと考えています。外交が軍事力の対案であるということにはピンとこない人が多いかもしれません。しかし、より個別具体的な北東アジア非核兵器地帯が対北朝鮮・対中国強硬軍事路線の対案であるということはもっと認知されるべきと思います。

中村先生のお話は小学生にも分かる話をする工夫をされることで、核問題に関心のない一般の人々にもわかるように話をしようとされているのが素晴らしいと思いました。

オンライン形式で、「スリー・プラス・スリー」北東アジア非核兵器地帯構想を説明する中村桂子准教授（右上）

[寄稿]
『シリウスのように』橋爪文さんのこと

木原省治 (原発はごめんだヒロシマ市民の会)

特別顧問・梅林宏道に橋爪文さんから詩集『シリウスのように』が送られてきた。彼女は 2001 年に『少女 14 歳の原爆体験記』という本を「ピースデポの本」として刊行している。そこで、これを機に、刊行にあたり尽力された木原省治さんに彼女の人となりや軌跡について寄稿していただいた。（編集部）

フランスのアルジェリア核実験が出会いだった

私と橋爪文さんとの出会いは、フランスの核実験である。橋爪さんは私のことを「省ちゃん」と呼び､私は「文さん」と呼ぶ、ここからは文さんと書かせていただく。文さんは広島の原爆被爆者である。1931 年 1 月広島市白島町（現・広島市中区白島町）で生まれ、現在は 90 歳である。8 月 6 日の朝、仕事先の広島貯金局内で原爆に遭った。当時 14 歳、この場所は爆心地から 1.5 ｋｍという距離である。瀕死の重傷を負ったものの生き延びた。

原爆白内障、大腸ガン、緑内障、甲状腺腫、腎臓病など、そして全身のけん怠と疲れが続く、俗に「原爆ぶらぶら病」といわれる症状には何十年も苦しみ続けた。また最近は骨折をし、歩いての移動が困難になった。しかし頑張り過ぎと思うほどのリハビリに励みながら、様々な分野の書物を読むことが趣味という好奇心いっぱいという感じで、現在は神奈川県鎌倉市の自宅に住んでおられる。

ついでに私のことも少しだけ書いておく。私の両親と母方の祖父母、二人の姉が広島で被爆している。爆心地近くに住んでいた祖父母は即死であった。すぐ上の姉は 1946 年 2 月生まれの胎内被爆である。私は原爆から 4 年後に生まれた被爆二世である。私が 4 歳の時、父親が急死した。背中から腕にかけて大やけどをしていた母は 3 人の子どもを抱えて、たいへんな苦労をしながら育ててくれた。すでに母も胎内被爆の姉も亡くなった。だから文さんと会うと、どうしても母の面影と重なりあう。

文さんは 2001 年 7 月、『少女・十四歳の原爆体験記』を高文研から出版していた（※これは「ピースデポの本」）。この本が 2007 年 10 月、フランスに住む文さんの友人の手によってフランス語訳され、『太陽が落ちた日』という題名となって出版された。フランス国内でアルジェリアの核実験被爆者救援運動をしている人たちを中心に大きな影響を与え、多くの人に読まれることになった。このような繋がりから、アルジェリア政府にも文さんの著書が知られることになったのである。

2009 年末アルジェリア政府は、2010 年 2 月 22 日～ 23 日に「第 2 回アルジェリア領サハラ砂漠におけるフランス核実験の影響に関する国際会議」を首都アルジェでの開催を決めた。この年は 1960 年の最初の核実験から丸 50 年という節目の年であり、対フランス政府に対する核実験被爆者の救済運動に弾みをつけるキッカケになろうとした。この会議に文さんの参加を求める打診が、アルジェリア政府のイスラム戦士省から、フランス核政策の研究家である真下俊樹さんを通じて行われた。被爆二世である私も同行するようにとの依頼であった。

私たちはアルジェリア行きの条件として、文さんがその年の 1 月に大腸ガンの手術を受けたこと、高齢である

「『米寿と出版』重ね重ねのお祝い会」での橋爪文さん（2017 年 11 月 26 日・広島市にて）。

ことなどから①ビジネスクラスでの渡航と、②会議開始の２日前に現地入りするという要請をアルジェリア政府の担当者に求めた。

現に 2007 年の第 1 回会議に参加された被爆者の坪井直さんは、エコノミークラスだったため、経由地のパリで軽い心臓発作を起こし、数十分動けなくなるという危険な状態になり、そのことをアルジェリア政府には伝えていた。

私は会議参加のために広島市から 31 枚の原爆写真パネルの寄贈を受け、広島市から現地への発送、各国語に訳された原爆に関するブックレットの寄贈もしていただいた。準備万端という状況で準備をしていたが、アルジェリア政府の担当者から届いた航空券はエコノミークラスのチケットで、担当者に連絡したが応じて貰えなかった。そこで私たち３人は話し合い、このままでは会議に参加することは出来ないという声明を、日本語、フランス語で作成し関係者や関係国に送付したのである。

飛行機のチケットのことで大事な会議に参加しないと聞いて、私たちに対する批判をされる方もいるだろうが、私たちの気持ちはヒバクシャへの健康を最優先にすること、ヒバクシャの真の救済を促すための意思表示であり、それはアルジェリアに住む核実験被爆者に対する姿勢を求めるものでもあった。その後アルジェリア駐日大使から謝罪の気持ちが伝えられた。

それから私と文さんとの繋がりが始まった。私はこの度の『シリウスのように』の前に、2017 年８月にコールサック社から出版した『８月６日の蒼い月 ¬ ー　爆心地一・六ｋｍの被爆少女が世界に伝えたいこと』の作品も、手伝わさせていただいた。

本能として持っている詩人としての感性なのだろうか、人や自然、未来に対する洞察力には凄まじいものがある。しかしその根底には、常に優しさが流れていた。

今年３月末現在、被爆者健康手帳を持っている被爆者の数は全国で 13 万人を割り、逆に広島市の平和公園に在る原爆死没者慰霊碑に納められている死没者名簿は 121 冊になり、名前が記されている被爆者は、32 万 8929 人となった。死没者名簿の 1 冊には「氏名不詳者多数」とだけ記されているものもある。

今年は原爆投下から 76 年。75 年の時には「節目」といわれ、2016 年現職の米大統領としては初めてとなるオバマ米大統領が、平和公園を訪れた時は「区切り」といわれた。

しかし、日本政府の「原爆投下などまるで無かった」かのように、戦争への道を歩もうとする姿を見ていると、ヒロシマを「節目」として「区切り」としてよいのだろうかと、つくづくと感じる。

そんな中、生き残っている被爆者として文さんの中に「伝えておかなければならない」「残しておかなければ！」という気持ちが強く働いたのだろう。その気持ちが、書くことのエネルギーになったのだと思っている。それが『8 月 6 日の蒼い月』の作品となった。この本が出た時、文さんは 86 歳、私は正直これが文さん最後の作品になるかなと思っていたが、文さんの中には次があった。

「省ちゃん、これまで書いた詩を詩集にして出したいのだけど、手伝ってくれないか」と連絡があったのは昨年秋のことだった。

『シリウスのように　戦禍・愛・自然・世界、そして子どもたちへ』上・下

文さんのリクエストは、これまで書いた詩の全部を載せたいというものであった。原稿用紙に鉛筆で書かれたのが全てで、字が薄くなっている物、最近は一般的に使用されていない漢字などもあり、しかし詩人である文さんの表現に対するこだわりを大切にするために、念入りに一つ一つの文字を選んだ。

最終的にこれまでの作品を全て掲載することができた。今となればそれで良かったと思っている。

新型コロナウイルスの感染拡大という状況の中で、直接会って校正・編集をすることが不可能なため、電話での作業は深夜に及んだ。

メインタイトルの「シリウスのように」を決めるのも、副題となった「戦禍・愛・自然・世界、そして子どもたちへ」についても、表紙も「あお色」にこだわる文さん、「もう少し薄いあおが良い」と希望されたが、「薄いあおでは星座であるシリウス（おおいぬ座）は見えないよ」という感じで議論を繰り返した。

副題には、あえて「原爆」という言葉を使わずに「戦禍」とした。

広島に住んでいる友人、その友人の繋がりから初めて出会った素晴らしい人、それらの人の協力で完成した。文さんは「あとがき」の中で書いておられるが、後二つのことをやりたいという。それは自分史を書く、海外ひとり歩きのメモをまとめるということである。

７０歳を過ぎて始めた海外ひとり歩き、バックパッカー、ユースホステル、友だちの家に泊まりながら、移動はバス、列車、船など最低料金の手段で訪ねた地域は世界中。英語はほとんど出来なかったが、たくさんの友人たちの助けによって、自らの被爆体験と平和を語った。回数は数えきれないし、同じ場所に何度も出向いたこともある。その体験から得たことは、「人間は同じじゃあないかということを、自分の肌で感じたこと」と話す。

『シリウスのように』が完成して、私は「残りの二つも手伝うからね」と電話した。

詩集『シリウスのように』をご希望の方は木原省治さんまでご連絡ください：

〒 731-5135
広島市佐伯区海老園 2-17-9
電話：082-922-4850
ＦＡＸ：082-922-4852
携帯電話：090-6837-8236

トピックス

文在寅大統領、国連総会で朝鮮戦争終戦宣言を提案、日本は消極姿勢

9月21日、韓国の文在寅（ムンジェイン）大統領は、国連総会の一般討論演説において「終戦宣言こそ朝鮮半島に『和解と協力』の新しい秩序を作る重要な出発点である」と述べた。そして、「朝鮮戦争の当事者が集まって宣言を実現すれば、非核化の不可逆的な進展とともに完全な平和が始まると信じる」と主張し、米国と南北、もしくは中国を加えた4か国で朝鮮戦争の終戦宣言をすることを改めて提案した。国連で終戦宣言の提案をしたのは2018年と2020年に続いて3度目である。戦争状態を正式に終わらせるには国際法に基づいて条約を結ぶことが必要でハードルが高いが、終戦宣言は法的な縛りがない政治的メッセージであり、より実現しやすいこともあり、文在寅政権はその実現を模索している。文大統領の終戦宣言の提案に対し、北朝鮮の金与正（キムヨジョン）朝鮮労働党第1副部長は9月24日に「良い発想ではあるが、今は適切な時ではない」とし、「双方間に対する尊重が保障され他方に対する偏見的な見方や敵対視政策、不公平なダブルスタンダードからまず撤回されなければならない」いう談話を発表している。その後、北朝鮮をめぐる日米韓の高官級協議は、9月30日にジャカルタで米韓、10月19日にワシントンで日米韓、同月24日にソウルで米韓、11月17日に日米韓の枠組みと、頻繁に開かれてきている。11月11日には、韓国の鄭義溶外交部長官が、韓国国会において終戦宣言の形式と内容についての米韓の議論が大詰めを迎えていることを明らかにした。

しかし、この終戦宣言の取り組みに対し日本は反対していることが分かってきた。11月6日の「共同通信」の報道によると、10月19日の日米韓協議で、北朝鮮がミサイル実験を続けていることなどを理由に、日本が終戦宣言に「時期尚早」と反対していたことが分かった。報道に関し、磯崎仁彦官房副長官は11月8日の記者会見で「詳細な内容は外交上の問題なので明らかにできない」とし、「北朝鮮関連の対応を巡っては日米韓間で緊密に意見を交換している」と述べ、報道内容を否定しなかった。

日本は終戦宣言が在韓米軍撤退の議論につながり、東アジアの軍事バランスが崩れる可能性を懸念し、安倍政権時から一貫して終戦宣言に反対している。米国のジョン・ボルトン元大統領補佐官の回顧録では、2018年の米朝首脳会談前に安倍前首相がドナルド・トランプ前米国大統領に終戦宣言をしないように働きかけていたことが明らかにされている。岸田文雄首相は、10月の国会での所信表明演説で拉致問題の解決を「最重要課題」と述べているが、北朝鮮による核兵器の放棄と拉致問題が進展する見通しは全く立っていない。そうした中で、朝鮮戦争の終戦宣言があがれば、拉致問題の解決が置き去りにされることを日本政府は懸念しているのであろうか。宣言により、朝鮮半島をめぐる米朝、南北の緊張が緩和されることで交渉がしやすくなることが期待されるはずなのだが。

バイデン政権、米保有核弾頭数は3750発と4年ぶりに発表

2021年10月5日、米国務省は、「米核兵器貯蔵における透明性」と題したファクトシートを公表し、1962年から2020年までの作戦配備・作戦外貯蔵の弾頭を合わせた核弾頭数を表で示した。それによると、最新の2020年9月末時点での米国の保有核弾頭数は3750発であったとされる。2019年から55発、2017年からは72発減少したことになるが、近年の削減数はごくわずかであることがわかる。最多だった米ソ冷戦期の1967年の3万1255発と比較すると約88％減であり、大幅に削減されてきたことを強調している。またベルリンの壁が崩壊した1989年の2万2217発と比べると約83％減である。さらに保有核弾頭数は1996年以降減少傾向にあったが、トランプ政権下の2019年だけ前年よりわずかではあるが増加していたことも分かる。

ファクトシートは、この他に、1945年から2020年までの核弾頭数の経年的な推移を図で示している。また約2000発の退役及び解体待ちの弾頭があること、非戦略核兵器は、1991年9月末以来、90％以上が削減されてきたことも併記している。

同文書は「核兵器保有数の透明性を高めることは、核不拡散や核軍縮の努力において重要である」と強調している。バイデン政権は、2018年以降、保有核兵器に関する情報は非公開を原則としてきたトランプ政権の方針を覆し、透明性を高めることをアピールし、核軍備管理に関して新たな方向性を打ち出そうとする狙いがあるとみられる。

北朝鮮が 2 年ぶりに新型 SLBM を発射

10 月 19 日、北朝鮮は同国東部の新浦から弾道ミサイル 1 発を日本海に向けて発射した。SLBM の発射は 2019 年 10 月以来である。発射は「8.24 英雄艦」から行われた。朝鮮国営の朝鮮中央通信は翌日、発射実験に成功したと伝えた。北朝鮮の国防科学院は「国防技術の高度化と海軍の水中作戦能力の向上に大きく貢献するだろう」と述べた。SLBM が実用化され、潜水艦が太平洋に展開できるようになれば、米国本土への攻撃も可能となる。ちなみに北朝鮮は 9 月から 10 月にかけてミサイル実験を繰り返してきている。9 月 11 日、12 日に長距離巡航ミサイル、同月 15 日に弾道ミサイル、同月 28 日に極超音速ミサイル、そして同月 30 日には新型の地対空ミサイルを相次いで発射した。

これらの発射を受け、日本の岸田文雄首相は、敵基地攻撃能力の保有も選択肢にあると述べ、北朝鮮を牽制した。一方で、米国と韓国は改めて対話を呼びかけた。ジェーン・サキ大統領府報道官が米国のホワイトハウスで会見し、北朝鮮の弾道ミサイルの発射は「安保理決議違反」だと非難したが、「対話と外交が喫緊に必要だ」とも強調し、「我々はいつでも、どこでも、前提条件なし」で北朝鮮側と会うつもりだと述べて、北朝鮮政府に改めて対話を呼びかけた。韓国大統領は国家安全保障会議（NSC）常任委員会の緊急会議を開催した。その中で、韓国大統領府は「北朝鮮の今回の発射が、朝鮮半島平和プロセスを進展させるために、最近我々と米中日露などの主要国とで活発な協議が進められている中で行われたことについて、深い遺憾の意を表明した」と述べた。韓国統一部は「朝鮮半島情勢を平和的かつ安定的に管理するとともに、南北の対話と協力を通じて朝鮮半島の完全な非核化と平和定着、南北関係の進展に向けて一貫して努力していく」との立場を明らかにした。また韓国の鄭義溶外相は「北朝鮮がこれ以上、核ミサイル能力を発展させないように速やかな措置を取る必要がある」と国会で答弁し、制裁緩和の必要性に言及した。

10 月 20 日、安保理は 9 月以降で 3 回目となる非公開の緊急会合を開催した。英国が非難声明の発出を求めたが、中露が「声明を出すときではない」と反対し、非難声明は見送られた。北朝鮮は SLBM 発射に対する国連や米国の反応に反発した。北朝鮮外務省報道官は SLBM 発射実験は「中長期的な国防科学発展計画を遂行するための正常な活動の一環であり、周辺諸国と地域の安全にいかなる脅威や被害も与えていない」と述べて、「主権国家固有の正当な自衛権行使に不正常に反応」する米国の姿勢を批判した。

米英豪が新たな軍事協力の枠組み AUKUS を創設

9 月 15 日、米国のバイデン大統領、英国のジョンソン首相、オーストラリアのモリソン首相は、米英豪 3 か国の新たな軍事協力の枠組み AUKUS（Australia、United Kingdom、United States のそれぞれの頭文字からなる頭字語）を創設すると表明した。米英はオーストラリアによる原子力潜水艦（原潜）導入を支援するとともに、3 か国の間で情報と技術を共有し、安全保障と防衛に関わる科学、技術、産業基盤、サプライチェーンの統合を進めるほか、サイバー・セキュリティー、人工知能、量子技術などの分野での協力を強化するとしている。

この決定は国際社会に大きな波紋を広げた。オーストラリアに 12 隻の通常型潜水艦を提供する契約を一方的に破棄されたフランスが強く反発しただけではない。新たに導入される原潜のターゲットと目される中国も「米英豪は、原潜開発に協力することで、地域の平和と安定を著しく損ない、軍拡競争を激化させ、国際的な核不拡散努力を損なう」と述べ、原潜技術の供与は核拡散につながりかねないと懸念を表明した。

一方で、モリソン豪首相は「原潜に使う濃縮ウランや原子炉技術は絶対に核兵器に転用せず、核不拡散条約 (NPT) を順守する」と理解を求めた。また、IAEA のグロッシー事務局長は、9 月 16 日、3 か国が早い段階でこの状況を IAEA に報告していたとし、IAEA は「3 か国は IAEA と締結した保障措置協定にしたがってこの問題に取り組む」との声明を出した。このように IAEA は、AUKUS に基づく原潜技術の供与は IAEA の保証措置にも NPT にも違反していないとの立場である。

確かに、NPT は原潜技術の移転や原子炉の海軍での使用禁止を対象とはしていない。しかし、キャシー・モロニー豪防衛大学防衛研究センター所長やジェームス・アクトン・カーネギー国際平和基金核政策プログラム共同代表が指摘するように、原潜技術を非核兵器国に移転すれば、非核兵器国が、原子炉で使用される高濃縮ウランを核兵器に転用することが技術的に可能となる。これは長い間 NPT と IAEA 保障措置の抜け道と見られてきた。オーストラリアが、この抜け道を利用して、今後提供される高濃縮ウランを IAEA の監視下に置かないという決定をしないという保障はない。

連載エッセー

全体を生きる

梅林宏道（題字は筆者）

第35回　韓国民主化闘争と出会う（3）

全泰壱（チョンテイル）の闘いそのものもさることながら、それが韓国の民主化闘争に与えた影響の在り方が、相模原での労働者・生活者センターにあった私たちの琴線に触れるものがあった。労生センターに共鳴盤のようなものがあったのだと思う。

共鳴盤となった1つの側面は、全泰壱の物語は、人間にとって「学ぶ」とは何かを問うていたからであろう。それは、私たちの相模原闘争の原点にあった日本における大学闘争に対して別の角度から光を当てていたのである。日本では授業をボイコットする闘いによって問われた学問とは何かという問いが、韓国では授業を受ける喜びを語り、授業を切望しているのにそれが叶わなくなった者によって問われていた。

全泰壱は貧乏のために家業を強いられ中学に行けなかった。母親の心遣いで16歳になってやっと夜学中学に通うことができたとき、全泰壱は学びの喜びを次のように綴っている。「基礎知識のない私には、英語と数学がむづかしくて、ついていくのが困難であった。けれども、それ以外の科目はみんな理解できて、50分授業が楽しくてならなかった。後から考えると、このころは、1日1日が私のためにあるように思える時期であった」（全泰壱「炎と青春の叫び」、朝鮮青年社、1977年）。しかし、それは1年続かなかった。学校を止めて家業に戻るよう父親に命じられたとき、全泰壱は「16歳になってやっと中学1年に入れたというのに、また、学校をやめなければならないとは…。私には永久に勉強の道がとざされているのだろうか？」（同上）と嘆いた。

1970年11月13日の全泰壱の焼身死を受けて、ソウルの大学生たちが強く反応した。11月15日、ソウル大学の法学部学生が図書館前で労働条件改善の要求を掲げて集会し、労働実態の調査に取り組むことを決議した。18日には商学部の学生が労働者の生存権を求めて講義室で籠城、無期限ハンストを始めた。梨花女子大、高麗大学など学生は次々と立ち上がった。日本では、焼身抗議を受けて労働運動に身を投じたソウル大生・張棋杓（チャンギピョ）の名が知られるようになった。当時、雑誌『世界』に連載されたT・K生「韓国からの通信」が、私たちにとって掛け替えのない情報源であったことを考えると、張棋杓の名もこの記事によって私たちの知るところとなったのであろう。

韓国民主化運動の重要な一角を占めていたキリスト者も立ち上がった。11月25日には新旧教合同の追悼ミサが行われ、金在俊（キムジェジュン）牧師は心情を次のように語った。「…われわれキリスト教徒はここに全泰壱の死を追悼するために集まったのではなく、韓国キリスト教の怠慢と安逸と偽善を哀悼するために集まった」（金英琪「炎よ、わたしをつつめ」、たいまつ社、1978年）。何と真っすぐな言葉だろう。その後、韓国民主化闘争の中で、東一（トンイル）紡績、元豊毛紡、YH貿易など多くの女子労働者が主導する労働運動が起こった。私たちは、やはりT・K生からであろうか、都市産業宣教会（UIM）の趙和順（チョファスン）牧師の闘いと役割のことを知った。

1980年5月、私は張棋杓や趙和順とソウルで面会することができた。そのときのエピソードについては、紙幅がないのでここでは省略したい。

相模原の労働者・生活者センターが、韓国民主化運動における労働運動に対する共鳴盤をもっていたもう1つの理由は、センターが地域における自立的労働運動活動家と交流し、討論を深める活動に取り組んでいたからであろう。彼らの運動は例外なく少数派の運動でもあった。その中で、私たちは日本の労働運動全体の右傾化を決定づける「労働戦線の統一（労戦統一）」の話題に向き合っていた。乱暴な言い方になるかも知れないが、簡単に言えば、労戦統一とは左派の総評（日本労働組合総評議会）と労使協調路線の同盟（全日本労働総同盟）が一つになろうとする動きであった。当時の日本において、労働運動の右傾化をはかる試金石となるものは、日本の資本によるアジア、とりわけ韓国への「経済進出」（私たちは「経済侵略」と呼んだ）に対する組合の姿勢にあった。

たとえば、1980年5月の光州における

民衆蜂起の直後、当時の同盟の宇佐美会長は「日本で金大中を救えという署名運動が起きているということに対しては、…すでに韓国の FKTU（＝韓国労総）から同盟会長あてに、ああゆう動きはひとつぜひ中止するように協力してもらいたいという要請がきていた……ああゆう光州暴動の背景に金大中などが動いたことは明らかになっている」（『同盟新聞』、1980 年 8 月 22 日）と述べていた。また、光州蜂起の弾圧を終えた全斗煥（チョンドファン）は、労働関連法を改悪して組合結成の条件を厳しくし、キリスト者などの外部民主化勢力の影響を遮断する行動に出ていた。

1965 年の日韓基本条約の締結とともに、日本の資本は堰を切ったように韓国になだれ込んだ。全泰壱が抗議したような過酷な労働条件で手に入る低賃金と、当時、公害輸出と呼ばれたように、日本で厳しくなった規制を逃れる工場立地条件を求めてのことである。

労生センターに集う労働者たちは、隣国の労働者への人権弾圧に目をつむったままで自分たちの賃上げ闘争のみに埋没する労働運動の右傾化に、反旗を翻していた。

韓国民主化闘争に助けられて、私たちは日本自身の右傾化と闘っていたのである。

うめばやし ひろみち
1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問。長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）初代センター長（2012～15年）。

平和を考えるための映画ガイド

◆映画『市民ケーン』

アメリカを操った男の孤独――『市民ケーン』

1941 年公開の『市民ケーン』は映画史に残る傑作であり、怪作である。

ストーリーはかつて強大な影響力をふるった新聞王の死から始まる。フロリダにある居城ザナドゥで孤独な死を迎えた老人、チャールズ・フォスター・ケーンは、かつて全米に 37 の新聞社と 2 つのラジオ局を所有し、ケーン帝国と呼ばれるほどの力を誇った。映画は、ケーンが死に際に残した「バラのつぼみ」という謎の言葉からその人生を探るべく、離婚した二度目の妻、新聞社時代の忠実な部下、学生時代からの親友、ザナドゥの執事などへ次々とインタビューしていく構成になっている。

25 歳のときに莫大な財産を相続したケーンは、ニューヨークの小さな新聞社インクワイラーの経営に熱中する。彼は新聞の力を自分の信念のために使おうとするのだが、そこで出てくるセリフがすさまじい。自身の元後見人である銀行家サッチャーからスペイン艦隊についての嘘の記事を糾弾されるシーンで、ケーンは平然として「戦争は私が作る」とうそぶくのである。

しかも、このフォスター・ケーンには実在のモデルがいる。それはアメリカの新聞王ウィリアム・ランドルフ・ハースト。彼は映画そのままに、国民の正義感に訴えるような新聞の捏造記事によって世論をコントロールし、1898 年の米西戦争を引き起こしたとされる人物である。

監督・脚本・主演を務めたオーソン・ウェルズについては『第三の男』のハリー・ライム役でご記憶の方も多いだろう。早くから天才と呼ばれていたウェルズは弱冠 25 歳のときに『市民ケーン』を世に出し、第 14 回アカデミー賞の脚本賞を受賞した。しかし、その目を見張るような才能にもかかわらず、その後のウェルズの人生はあまり恵まれたものではなかった。彼は生涯映画制作に意欲的だったが、彼の企画はしばしば中止やお蔵入りとなり、後半生になると莫大な製作費を賄うため B 級映画への出演を余儀なくされた。とはいえ 1985 年に 70 歳で他界してからは、現在までその才能を高く評価されている。

公開から 80 年という時を経て、『市民ケーン』は今でも当時と変わらず、センセーショナルである。（うろこ）

『市民ケーン』
監督：オーソン・ウェルズ
1941 年／アメリカ／ 117 分

日誌

2021.9.16~11.15

作成:光岡華子、ドゥブルー達郎、渡辺洋介

【核兵器・軍縮】

●9月17日　米英豪による新たな安全保障枠組み「AUKUS」結成受け、マレーシア、インドネシア、フィリピンが軍拡競争と緊張の高まり招くとして懸念表明。(**本号参照**)

●9月24日　日米豪印、初の対面形式首脳会合で、中国念頭に連携強調し、共同声明発表。

●9月26日　国連が定める「核兵器の全面的廃絶のための国際デー」に合わせ、若者らが日本政府にTPNWへの参加求める提言書発表。

●9月27日　国連軍縮担当上級代表の中満氏、安保理会合でCTBT発効に向けた努力訴え。

●9月30日　米露、ジュネーブで戦略的安定対話の2回目協議。軍縮に向け作業部会設置で合意。

●10月5日　NNSA、米の2020年9月時点の核弾頭貯蔵数3750発と公表。トランプ前政権で一時増加したことも判明。バイデン政権が透明性向上の方針で弾頭数公表へ。(**本号参照**)

●10月8日　岸田首相、所信表明で「核兵器のない世界」目指す決意。TPNWには触れず。

●10月13日　日本が国連総会第1委員会に提出する核兵器廃絶決議案、TPNWに言及しないことが判明。

●10月14日　ICAN、ノルウェーがTPNW締約国会議にオブザーバー参加すると発表。NATO加盟国の参加表明は初。

●10月24日　20歳の時に広島で被爆し、核兵器廃絶訴え続けた、元日本被団協代表委員の坪井直さん死去。

●10月27日　国連総会第1委員会、日本の核兵器廃絶決議案を28年連続採択。賛成国は昨年比13増。(**本号参照**)

●10月27日　国連総会第1委員会、TPNW歓迎し署名・批准呼びかける決議案を賛成123カ国で採択。日本は反対。

●10月29日　英紙、米の核先行不使用政策に日英豪などが断念要求と報道。

●11月3日　米国防総省、中国が2030年までに少なくとも1000発の核弾頭持つ可能性示す。

●11月4日　中国、米の報告受け保有する核兵器の規模は安全のための最低水準と主張。

●11月9日　市民団体、衆院議員約6割がTPNW批准若しくはオブザーバー参加に賛同との調査結果発表。

●11月10日　松野官房長官、米の核先行不使用宣言を「全保有国同時でないと有意義でない」と述べる。

【日米安保・憲法】

●9月17日　岸防衛相、19日で集団的自衛権行使認めた関連法成立から6年となるのを受け、日米同盟の意義強調。

●9月19日　自民総裁選候補の高市氏、米中距離ミサイル日本配備について「必要」と訴え。

●9月22日　米軍オスプレイが仙台空港に緊急着陸。

●9月24日　立憲民主党、外交安保政策発表。日米同盟を軸、辺野古新基地建設は中止掲げる。

●9月24日　鹿児島県の馬毛島への自衛隊基地建設で、地元漁業者らが現地調査延長許可は違法と取り消し求める。

●10月4日　習主席、岸田首相への祝電で日中の関係発展訴え。日米連携を警戒も。

●10月5日　岸田首相米大統領と就任後初電話会談。尖閣への安保適用確認。

●10月5日　米軍岩国基地所属の米軍機2機、島根県石見空港に緊急着陸。給油目的か。

●10月11日　首相、代表質問で憲法改正について「これまで以上の議論を期待」と述べる。

●11月9日　秋葉安保局長、米補佐官と電話会談。首相の早期訪米へ調整と見られる。

●11月9日　維新の会・国民民主、幹事長ら対談。憲法議論活性化への連携で一致。

【朝鮮半島】

●9月17日　北朝鮮、米朝対話が進まないのは「米の二重基準」が原因と指摘。

●9月21日　文大統領、国連総会演説で朝鮮戦争の終戦宣言を改めて提案。(**本号参照**)

●9月24日　金与正氏、文大統領の終戦宣言提案に「良い発想」と言及。

●9月27日　北朝鮮、金与正氏が談話発表も韓国の定時連絡に応じず。

●9月28日　北朝鮮のミサイル巡り米韓の間に温度差。

●10月4日　韓国と北朝鮮が約２か月ぶり通信再開。

●10月5日　韓国外交部、外相の対北制裁緩和発言を釈明。

●10月6日　北朝鮮、対外宣伝メディアを通じ韓国に連日圧力。

●10月12日　金正恩、国防発展展覧会で演説し、軍事力強化を表明。

●10月13日　北朝鮮が艦艇攻撃用「スパイク級ミサイル」開発。

●10月19日　北朝鮮が2年ぶりにSLBMを発射。(**本号参照**)

●10月25日　韓国の北朝鮮担当高官、朝鮮戦争の終戦宣言は「最も象徴的な措置」。

●10月28日　韓国情報機関、金正恩が独自路線を開始したと報告。

●11月9日　北朝鮮、韓国にある国連軍司令部の解体を要求。

●11月11日　韓国外相、朝鮮戦争の終戦宣言について米と「相当の調整が終わった」と国会で説明。

●11月17日　共同通信、10月19日の日米韓3国間協議で日本が朝鮮戦争終戦宣言に反対したと報道。(**本号参照**)

【イラン・中東】

●9月9日　イラクのカージミー首相、米国のマッケンジー中央軍司令官一行とバグダッドで会談し、駐留米軍の年内撤収計画について確認。

●9月17日　イランのライシ大統領、タジキスタンでの上海協力機構首脳会議に出席し、イランの同機構正式加盟に向け手続き開始で合意。

●9月20日　イラン核問題を焦点の１つとするIAEAの年次総会がウィーンの本部で開幕。

●10月10日　パキスタンで「核開発の父」と呼ばれ、イランなどへの核技術拡散に関与したアブドルカディル・カーン博士が死去。

●10月27日　イランのバーゲリー外務事務次官、ブリュッセルでEUのモラ事務次長と会談し、JCPOA再活性化へ

●ピースデポ入会の案内

会員、賛助会員、年間購読者には、『脱軍備・平和レポート』（年６回）と『ピースデポ会報』（年２回）に加え、資料年鑑の書籍『ピース・アルマナック』をお届けします。

詳細や入会の申し込みはピースデポ HP をご覧ください。

（http://www.peacedepot.org/joinus/member/）

今号の略語

CTBT=包括的核実験禁止条約
FMCT=兵器用核分裂性物質生産禁止条約
IAEA=国際原子力機関
ICAN＝核兵器廃絶国際キャンペーン
JCPOA=イラン核合意
NAC=新アジェンダ連合
NFU=核兵器の先行不使用
NNSA=米国家核安全保障管理局
NPT=核不拡散条約
NSC=国家安全保障会議
RECNA=長崎大学核兵器廃絶研究センター
SDGs=持続可能な発展
SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル
START=戦略兵器削減条約
TPNW=核兵器禁止条約

の米国との間接協議を11月末までに再開と発表。
●10月29日　米国、親イラン勢力に殺傷能力のある無人機を供給したとして、イラン革命防衛隊幹部らを対象にした制裁を発表。
●10月30日　バイデン米大統領、G 20サミット出席のため訪問中のローマでJCPOA再建に関し、英国、ドイツ、フランス３か国の首脳と協議。
●10月30日　米戦略爆撃機Ｂ１がバーレーン、エジプト、イスラエル、サウジアラビアの戦闘機とともにホルムズ海峡やスエズ運河、紅海などの要衝の上空を飛行。
●11月10日　米国、バーレーン、イスラエル、アラブ首長国連邦が紅海で合同軍事演習を開始。
●11月13日　中国の王毅外相、米国のブリンケン国務長官と電話会談をし、イラン核問題などについて意見交換。

【原発】
●9月16日　IAEA、福島原発事故後初めて2050年の世界の原発発電予測容量を引き上げて発表。
●9月22日　東電、柏崎刈羽原発の核物質防護不備問題で原子力規制委に「意識の低さあった」とする報告書提出。
●9月22日　政府、米が日本産食品の輸入停止措置を撤廃したと発表。100品目が輸入再開。
●9月27日　東電、福島第一原発の汚染水浄化設備のフィルター計32基が損傷と発表。
●9月28日　福島原発事故後帰還困難区域となった地域内の水田で初の稲刈り。
●9月28日　中国、原子力発電量が仏を抜いて米に次ぐ世界第2位に。
●9月29日　愛媛県の原発避難訴訟、高松高裁が国と東電の責任認める。仙台高裁、東京高裁に続き3件目の国の責任認定。
●9月29日　原子力規制委員長、柏崎刈羽原発の検査に1年前後要するとの見通し示す。
●10月5日　萩生経産相、原発は脱炭素に欠かせず活用していくとの方針を明言。
●10月24日　福島県初の震災遺構となった浪江町立請戸小で開館記念式。
●11月2日　環境省、福島原発のPCB廃棄物を室蘭市で処理する計画の住民説明会開催。住民からは不安の声。
●11月4日　広島地裁、住民らによる伊方原発3号機の運転差し止め申し立てを却下。
●11月9日　柏崎刈羽原発、重大事故想定した防災訓練開始。
●11月9日　仏大統領、国内の原発建設を再び推進と発表。20年ぶりに建設工事開始の見込み。
●11月11日　中国報道官、福島原発事故の放射性物質が北極海で検出されたこと受け「汚染水処理は全世界に影響する問題」とコメント。
●11月15日　7月に猛毒の硫化水素漏出で作業員が体調不良訴えた女川原発で2度目の立ち入り調査。

【沖縄】
●9月17日　政府、普天間基地内に36万リットル残るPFAS汚染水を日本が約9,200万円の費用負担し処分すると発表。
●9月20日　米軍、物資投下訓練をネット公開。地元の伊江村では訓練自粛求め続ける。
●9月21日　岸防衛相、PFAS引き取り処分の理由を「住民の懸念払拭するため」と説明。
●9月21日　伊江島補助飛行場でパラシュート降下訓練中の米兵2人が基地外の民間地に降下。人的・物的被害はなし。
●9月23日　嘉手納基地所属ヘリ、夜中の入砂島に緊急着陸。
●9月28日　米軍、嘉手納基地内に25年までにヘリ新格納庫計画し機能強化図ると判明。
●9月29日　嘉手納基地所属戦闘機、同基地近隣上空で照明弾を誤発射。
●10月1日　沖縄防衛局、辺野古新基地移設に伴う美謝川の水路切り替え工事を県との協議継続中に強行開始。
●10月1日　金武町、昨年町内の水道水から発がん性のPFASなどの濃度が目安上回る値で検出されたと発表。
●10月7日　普天間飛行場周辺住民が米軍機の飛行差し止めなど求める第3次普天間爆音訴訟で、国が飛行差し止めの棄却を要求。
●10月14日　米軍、金武町の水道資源のPFAS検出について基地内で原因特定できずと発表。
●10月15日　普天間飛行場に岩国基地所属の戦闘機2機が飛来。離陸時に100デシベル超の騒音で市に苦情。
●10月19日　沖縄南部の遺骨眠る土砂を基地使用に反対する意見書、本土の100超の地方議会で可決と判明。
●10月22日　米軍戦闘機、嘉手納基地で4日連続機体のトラブル確認。
●10月27日　金武町の琉球病院の地下水から目安の2倍超えるPFAS検出と発表。独自で調査し、結果判明の8日には取水を停止。
●11月5日　嘉手納基地に岩国基地配備の戦闘機計16機が飛来し訓練実施。離着陸で激しい騒音発生、町役場に苦情相次ぐ。
●11月6日　松野官房長官、名護市長らと意見交換し「辺野古移設着実に進めたい」との意思示す。
●11月6日　玉城知事、松野官房長官との会談で辺野古新基地建設は直ちに中止をと訴え。
●11月8日　辺野古に軽石の漂流確認。この影響で土砂陸揚げや珊瑚移植作業が一時中断。
●11月8日　嘉手納基地所属のF15戦闘機2機が緊急着陸。
●11月9日　普天間飛行場で在沖米軍トップの交代式。就任のビアマン中将、自衛隊との連携強化の方針示す。
●11月9日　交代式に伴う展示用の外来機飛来で騒音。宜野湾市に市民からの苦情相次ぐ。
●11月9日　空自、宮古島・石垣島北法の海域で米軍と共同訓練。
●11月10日　1971年の米軍基地を維持した上での沖縄返還協定批准への反対訴えたゼネストから50年。集会と国際通りデモに約40人参加。
●11月10日　玉城知事、岸田首相に辺野古中断し対話の場を設けるよう求める。

【その他】
●9月29日　岸田氏、自民総裁選制す。

編集後記

▶今回の特集では、日本決議、NAC決議とP5の声明から、核軍縮のアプローチの違いと今後の課題について考察しました。
▶日本決議の賛成数は152か国で、賛成は昨年より13か国増えました。しかし、核兵器国の核軍縮の約束に反する行動を批判せず、TPNWへの言及も避ける、中身の薄い決議でした。
▶NAC決議は核兵器国に対して遠慮せず、抑止力の意義を認めず、SDGsや国際人道法の観点からも核兵器廃絶の必要性を明確に訴えたものでした。
▶日本は核兵器国と非核兵器国の溝を広げることになるとしてTPNWの締約国会議に参加することに慎重です。米国など核兵器国の意見を会議で述べるなど、橋渡し役として果たすべき役割があるのではないでしょうか。核兵器のない世界を目指す点で目標は共有できるので、TPNWの意義を日本は認めるべきです。そのためには、核兵器がなければ国の安全保障を保てないという考え方から脱却せねばなりません。
▶最後に、木原省治さんと山口大輔さん、お忙しい中、ご寄稿ありがとうございました。　（ドゥブルー）

ピースデポの出版物

『ピース・アルマナック2021』

新刊 !!
（会員には無料配布）

B5判、258ページ
編著：ピースアルマナック刊行委員会
監修：梅林宏道
出版社：緑風出版

★注目新資料
「核兵器禁止条約」関連資料／マクロンの核抑止戦略演説／プーチンの核使用条件の原則／沖縄米軍基地のコロナウィルス感染
★巻頭エッセイ：
　日野川静枝：大学の自治
★2020年解題
　中村桂子／前川大／榎本珠良／河合公明など

定価 2300円（税別）

北朝鮮の核兵器 ―世界を映す鏡―

新刊!!

梅林宏道著
高文研: A5版、9月刊行

《序章》視座を正す／《第１章》初期の核開発／《第２章》束の間の春へ／《第３章》米ネオコン政治と６か国協議／《第４章》並進路線と戦争抑止力／《第５章》希望と期待／《第６章》核・ミサイル技術の現状／巻末資料／関連年表

定価2750円（税込み）
ピースデポ扱い：著者割2000円+送料

北朝鮮の核兵器とミサイル開発について整理・分析、国際政治の歴史と現状を明らかにしつつ、北朝鮮とは私たちにとって何かを考察する新機軸の書き下ろし論考。

非核化合意履行・監視プロジェクト

「北東アジア非核兵器地帯へ: 朝鮮半島非核化合意の公正な履行に関する市民の監視活動」

最新号「監視報告No.34」（10月29日）
北朝鮮の核問題を考えるとき、まず手にとるべき一冊
――書評：『北朝鮮の核兵器―世界を映す鏡』（梅林宏道著）　山口響

ブログ : https://nonukes-northeast-asia-peacedepot.blogspot.com/
メルマガ無料送付希望の方は、office@peacedepot.org まで

● 寄付のお願い

私たちの調査・研究活動は、平和・軍縮問題に関心を持つ、一人一人の市民によって支えられています。皆さまのご支援をお願いします。寄付には「よこはま夢ファンド」もご活用ください。

【郵便振替口座】
　口座番号　00250-1-41182
　口座名称　特定非営利活動法人ピースデポ
【銀行口座】
　横浜銀行 日吉支店
　普通　1561710　トクヒ) ピースデポ

●脱軍備・平和基礎講座

本年度５月よりピースデポは「脱軍備・平和基礎講座」を開設しました。月１回のペースで合計８回行われます。

第７回 12 月 18 日（土）14 時～ 16 時
「軍事化する宇宙」
講師：前田佐和子 (元京都女子大学教授)
第８回 1 月 22 日（土）14 時～ 16 時
「迫り来る AI・ロボット兵器の時代」
講師：畠山澄子 (ピースボート)

参加をご希望の方はメールか電話でピースデポまでご連絡ください。この間はオンライン形式でしたが、コロナ禍が収まれば対面／オンラインの併用で開催予定。

『脱軍備・平和レポート』第 12 号
発行日 2021 年 12 月 1 日
発行元　NPO 法人ピースデポ
〒 223 ― 0062　横浜市港北区日吉本町 1-30-27-4 日吉グリューネ 1 F
TEL 045-563-5101　FAX 045-563-9907
E メール office@peacedepot.org
ホームページ http://www.peacedepot.org

編集委員
池田佳代、ドゥブルー達郎（編集長）、湯浅一郎、渡辺洋介

制作　NPO 法人ピースデポ
印刷　（株）野崎印刷紙器

次の方々が本号の発行に参加・協力しました
朝倉真知子、池田佳代、梅林宏道、大嶋しげり、北村明美、木原省治、高橋あゆみ、ドゥブルー達郎、中村和子、原三枝子、丸山淳一、光岡華子、山口大輔、山中悦子、湯浅一郎、渡辺洋介　※50音順

定価：300 円